

熊谷市公共施設包括管理業務 質問への回答

No	資料	該当箇所	質問の内容	質問への回答
1	実施要領	P1 2 業務等概要 (3)イ	「対象施設又は対象業務を増減させる場合がある。」とありますが、増減に応じて契約期間中に発生した費用については別途協議可能でしょうか。	別途協議可能です。
2	実施要領	P5 8 参加申込手続 (1)提出書類 ウ	11企画提案手続の(1)提出書類にも同様式があるが、2度提出が必要でしょうか。	参加申込手続、企画提案手続それぞれで提出をお願いいたします。
3	実施要領	P7 12 企画提案書作成要領 オ	「商号など参加事業者を特定することができる記載は避けること」とありますが、契約実績がある自治体名、建物名、独自に使用しているシステム名称等を記載する場合、A市等伏せず明記してもよろしいでしょうか。	参加事業者が特定されなければ、契約実績がある自治体名、建物名、システム名称等を明記することを可とします。
4	実施要領	P7 12 企画提案書作成要領	総括責任者のほか、本業務に関わる社員について個人名や顔写真の掲載も可能でしょうか。	参加事業者が特定されなければ可とします。
5	実施要領	P7 12 企画提案書作成要領	総括責任者及び業務従事者について、勤務時間帯（平日のみなのか、土日祝・深夜帯）の考え方についてご教示ください。	人的警備の業務従事者の就業時間については仕様書に記載のとおりです。その他は契約候補者選定後の協議の中でお伝えします。

No	資料	該当箇所	質問の内容	質問への回答
6	実施要領	P7 12 企画提案書作成要領	受託業務の実施にあたり、執務環境について以下の点をご教示ください。 ①図務スペースの設置可否 熊谷市役所内又は対象施設内に常駐拠点を設置することは可能でしょうか。 ②図用負担の考え方 設置が可能な場合、以下の費用負担の考え方についてご教示ください。 (1) 執務スペースの無償貸与の可否 (2) 有償となる場合の賃料の取扱い (3) 電気・水道・通信等の光熱水費の負担区分 ③図務車両の駐車スペース 本業務に使用する車両について、市役所又は対象施設内に駐車スペースを確保（貸与）いただくことは可能でしょうか。また、可能な場合は費用負担（無償・有償、賃料等）の考え方・台数制限についてもご教示ください。	市役所内や対象施設内における常駐拠点の設置は不可です。そのため、使用する車両の駐車スペースも申請者で確保していただく必要があります。
7	実施要領	P10 12 企画提案書作成要領 (4) 提案上限金額と内訳の考え方 ア 維持管理業務費	「業務開始後に見込みを上回る物価上昇があった場合は別途協議するものとする。」とありますが、維持管理業務費のみではなく、マネジメント費に含まれる人件費等においても協議いただけるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	実施要領	P10 13 審査方法	審査委員会の構成(人数、外部委員・内部委員の割合等)を参考にご教示下さい。	審査員に係る情報は事前に公表はしておりません。
9	実施要領	P11 13 審査方法 (3)参加人数	プレゼンテーション審査への参加者数を増やすことは可能でしょうか。その場合、上限人数および参加者の役割（説明者、同席者、オンライン参加者等）に関する条件があればご教示ください。	実施要領に記載のとおりプレゼン会場に入室できるのは3名までです。3名以上で来庁された場合、会議室外で待機してもらうことになります。
10	実施要領	P11 3 業務工程	「業務仕様書作成」において作成にあたり現時点で公募資料とは別に個別に業務毎の仕様書があればご開示いただきたいです。	契約候補者選定後の協議の中で可能な範囲で開示します。

No	資料	該当箇所	質問の内容	質問への回答
11	実施要領	P12 13 審査方法 8 市内事業者等の協力体制	「現行の水準を確保するための対応策が示されているか」とありますが、現行の水準を図る判断基準をご教示ください。市内業者への発注件数、市内事業者への発注の合計金額等、どのような基準として評価するのかをご教示ください。	「現行の水準」とは、メーカー点検が必須の設備を除き、できる限り市内事業者に業務を依頼している状況を指します。評価の基準は合計金額ではなく、市内事業者への発注割合や協力体制の確保状況を重視します。
12	仕様書	P17 第3章 特記事項 4 その他 (1)軽易な作業	「作業に要する材料費及び労務費は委託料に含む。」とあり、作業件数は増やしたいのですが、受託者負担（マネジメント費）とする場合、件数が増えれば増えるほど負担となってしまいます。部材購入のための費用は発注者負担であり、修繕費として精算して良いという認識でしょうか。 受託者負担（マネジメント費）とする場合、見積の参考にするため過去の実績をご教示ください。 例 ④潤滑油、グリス、充填油等の補充における潤滑油、グリス、充填油等の費用 ⑦塗装（タッチペイント程度）におけるタッチアップペイントの費用	作業に要する材料費及び労務費は受託者負担とします。仕様書における「軽易な作業」とは業務の内製化のことであり、包括管理業務委託特有の予防修繕的な作業であるため、現行の業務における定義付けが困難であり、過去の実績の集計は困難です。
13	仕様書	P17 第3章 特記事項 4 その他 (2)不具合への対応	メーカー作業員等の派遣に伴う費用や業務従事者が夜間・休日において市からの立会い要請等による駆けつけ対応を行った場合、当該費用については修繕費として精算して良いという認識でしょうか。	修繕等を伴わない駆け付け対応のみの場合、マネジメント費で精算してください。
14	【別紙1】対象施設一覧表	—	対象施設120施設の内校舎内児童クラブが33のため棟としては87棟となりますでしょうか。	考え方はお見込みのとおりですが、熊谷東公民館と中央消防署は建物が一体となっている（施設数としては2施設カウント）ため、86棟となります。
15	維持管理業務実績	No.236～252	エアコン（ガス式）に係るガスヒールポンスポット点検（フロン）のR6年実績が空欄のためR7年度以降はどのように金額を見込めばよろしいでしょうか。	機械毎（施設毎ではない。）に3年に1回の実施であるため、実績額が年度によりばらつきがあったり、全く実績のない年度があります。開示した実績から見込んでいただきたいと思います。
16	維持管理業務実績	No.404～444	建築基準法第12条点検業務委託の金額の記載が備考欄にありますが包括管理業務に含まれる認識でしょうか。	お見込みのとおりです。

No	資料	該当箇所	質問の内容	質問への回答
17	維持管理業務実績	No.445～485	窓ガラス清掃業務の金額の記載が備考欄にあるが包括管理業務に含まれる認識でしょうか。	お見込みのとおりです。
18	維持管理業務実績	No.486～526	害虫駆除業務の金額の記載が備考欄にあるが包括管理業務に含まれる認識でしょうか。	お見込みのとおりです。
19	維持管理業務実績	No.723～No.726 No.728～No.731 No.735	特定建築物定期点検において特定建築設備等定期点検に含む3年に一度（R7実施）と備考欄に記載がありますが、特定建築設備等定期点検のR4実績が空欄のためR7年度以降はどのように金額を見込めばよろしいでしょうか。	特定建築物定期点検は、令和5年度までは一部の施設において、市の営繕課が点検を実施していたため、実績額が入っていない施設があります。現時点では実績がある施設における金額を使用し、推定していただく方法をお願いいたします。
20	修繕実績	—	合計件数は備考欄に記載のある「30万円未満は校舎等補修費として、学校配分予算で対応しているため個別に算出できず表には入っていない」についての対応件数も見込んだ方がよろしいでしょうか。件数も可能な範囲でご教示ください。	件数は正確な集計が困難であるため、開示できませんが、過去の実績額から必要額を見込んでいただければと思います。
21	様式第4号 総括責任者の経歴及び実績等調書	—	「契約期間・契約金額」については下記のどちらを想定しているかご教示ください。 ①図理実績による契約期間・金額 ②図括責任者が従事していた期間の契約金額	ビルメンテナンス等の業務責任者として通算5年以上の実務経験が分かるように記載が必要であるため、②総括責任者が従事していた期間の契約金額となります。
22	様式第5号 事業者概要調書	—	様式外で会社概要や管理実績をデータ添付してもよろしいでしょうか。	問題ありません。